

◎新潟県告示第1188号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	11者	則清堅田211番ほか164筆 17.4ha
胎内市	9者	八幡川原917番1ほか137筆 17.0ha
聖籠町	1者	二本松川田2391番1ほか8筆 1.0ha
新潟市	24者	北区横井中郷海老510番ほか343筆 29.6ha
三条市	5者	井栗梅田乙358番2ほか50筆 6.6ha
見附市	2者	漆山町二軒寄合2178番ほか3筆 2.3ha
小千谷市	1者	片貝町中原9051番2ほか9筆 0.8ha
十日町市	14者	松之山松口下原1297番ほか99筆 9.9ha
津南町	1者	上郷宮野原8829番1ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	清里区馬屋前田715番ほか30筆 3.4ha
糸魚川市	1者	梶屋敷藤ノ木867番1ほか3筆 0.4ha
佐渡市	10者	金井新保東道崎67番ほか52筆 7.1ha
合 計	83者	913筆 96.2ha

2 申請年月日

平成29年10月26日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。